

第19号議案

福井貞子教育振興基金条例の制定について

福井貞子教育振興基金条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

福井貞子教育振興基金条例

別紙のとおり

提案理由

故福井貞子氏の遺産からの寄附金を財源とした基金を設置し、教育の振興を図るため提案する。

福井貞子教育振興基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、福井貞子教育振興基金について定めるものとする。

(設置)

第2条 教育の振興を図るため、福井貞子教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、教育の振興に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。